

## 文化芸術創造基金規程

令和元（2019）年6月6日制定  
令和元（2019）年10月3日一部改正

### （設置）

第1条 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会（以下「本法人」という。）は、以下各条の規定により文化芸術創造基金（以下「基金」という。）を設置する。

### （目的）

第2条 基金は、多様な実演芸術の創造と享受機会の充実により、我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的とする。

### （事業）

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業に充てることとする。

### （基金の構成）

第4条 基金は、寄附者が基金に組み入れることを指定した寄附財産及びその運用益その他理事会において受入れることを決定した財産をもって構成する。

### （財産の受入れ）

第5条 基金に係る財産の受入決定は、理事会が行う。

### （基金の支出方針）

第6条 基金内の財産の用途及び運用益の用途については、理事会において決定する。

### （基金明細書）

第7条 基金については、別記様式に定める、基金の状況等を明らかにした基金明細書を作成し、監事の監査を受けた当該明細書を毎事業年度終了後3月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第3条に規定する行政庁に提出するとともに、当該明細書の写しを作成した日の属する事業年度の翌年度の開始した日から5年間、本法人の主たる事務所に保存することとする。

### （基金の管理運営）

第8条 本規程で定めるもののほか、基金の管理及び運用に関する事項については、理事会が別に定める。

(事業年度)

第9条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、本法人が別に定める個人情報保護規程および関連諸法令に従い、細心の注意を払い管理に努める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

1. この規程は、内閣府より租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十七第七項第二号イ及びロ（2）の規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）に規定される要件を満たしていることについて証明を受けた日より施行する。
2. この規定は、令和元年10月3日より適用する。

## 文化芸術創造基金規程細則

令和6（2024）年5月30日制定

理事会は、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会（以下「本法人」という。）が設置する文化芸術創造基金（愛称を「芸能みらい基金」とし、以下「基金」という。）に関し、文化芸術創造基金規程第6条に基づき、以下のとおり細則を定める。

### （使用目的）

第1条 理事会は、以下のとおり寄付財産に係る使用目的を定める。

- （1）実演家の地位向上と実演芸術に携わる人々が安心して活動できる仕組み作りのための調査研究と提言活動を支援する
- （2）子どもの成長に芸術の力を活かす活動を支援する
- （3）国内外に実演芸術の魅力と価値を伝える活動を支援する
- （4）本法人の活動を支援する

2 理事会は、前項に定める使用目的を予め公表し寄付者に選択させることができる。

3 理事会は、前項の定めにより、寄付者が使用目的を選択した場合には、当該目的のみ寄付財産を使用しなければならない。ただし、寄付財産を当該目的に支出することが困難な事情が生じた場合には、理事会の決議に基づき、他の使用目的に支出することができる。

### （使用目的内での支出）

第2条 理事会は、前条にいう使用目的に従って、基金の支出に関わる執行等の事項については、実演芸術振興委員会に委ねることができる。

2 実演芸術振興委員会は、前項に基づき、支出を決定した場合は理事会に報告しなければならない。

### （改廃）

第3条 本細則の改廃は、理事会が行う。

### 附 則

1. 本細則は、令和6年5月30日より施行する。